

理事会次第

令和6年4月25日(木)14:00～

岡山建設会館4階ホール

議 題

【一般社団法人 岡山県建設業協会】

[協議事項]

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 次期会長候補者の選出等について | 1 |
| 2. 令和6年度定時総会提出議案 | 別 紙 |
| 第1号議案 令和5年度事業報告(案)の承認について | |
| 第2号議案 令和6年度事業計画(案)の承認について | |
| 第3号議案 令和6年度収支予算書(案)の承認について | |
| 第4号議案 令和5年度決算(案)の承認について (総会承認事項) | |
| 第5号議案 理事の選任について (総会承認事項) | |
| 3. 令和6年度定時総会の招集について | 2 |
| 4. 会員の入会及び変更の承認について | 3 |

[報告事項]

- | | |
|--|-----|
| 1. 令和6年度岡山県土木部の事業執行方針について | 5 |
| 2. 令和6年度行事予定について | 1 3 |
| 3. 会務報告 | 1 4 |
| 4. 一般社団法人 岡山県電業協会からの「働き方改革の推進申し入れ」について | 1 5 |
| 5. 入札契約適正化の「見える化」について | 1 7 |
| 6. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について | 2 0 |
| 7. 建設Gメンの体制強化について | 2 2 |

[その他]

- ・ その他情報提供

【建設業労働災害防止協会 岡山県支部】

[協議事項]

1. 令和6年度通常総会提出議案

第1号議案 令和5年度事業報告(案)の承認について

第2号議案 令和5年度決算(案)の承認について

第3号議案 令和6年度事業計画(案)の承認について

第4号議案 令和6年度予算(案)の承認について

役員選出に関する規程に基づく会長候補者の選出について

(1)次期会長候補の選出について

役 職	立 候 補 者	企 業 名	備 考
会 長	荒 木 雷 太	(株)荒木組	第3条第3項

(2)会長指名の副会長及び専務理事候補の指名について

役 職	氏 名	企 業 名	備 考
会長指名の副会長			第3条第3項
専務理事			”

令和 6 年度定時総会の招集について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 38 条の規定に基づき、本会の令和 6 年度定時総会を下記により招集することとしたい。

記

1. 日 時 令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 3 時～
2. 場 所 「岡山プラザホテル」
岡山市中区浜 2 丁目 3 番 12 号
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 - (1) 令和 5 年度事業報告について
 - (2) 令和 6 年事業計画について
 - (3) 令和 6 年度収支予算書について
 - 決議事項
 - 議案 ・ 令和 5 年度決算の承認について
 - ・ 役員任期満了に伴う選任について
4. 正会員が代理人により議決権の代理行使をする場合、代理権を証明する方法は、所定の様式に正会員が記載した委任状による。

会員の入会の承認について

地域	商号または名称	代表者氏名	所在地
倉敷	(株)ニシオカ	西岡 貞則	倉敷市大島560-12
倉敷	幸輝興業(株)	岡村 孝幸	倉敷市連島中央1丁目1番21号
倉敷	(株)G I K E N	坪本 光俊	倉敷市西阿知町147-17

会員の変更の承認について

(会長専決)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
岡山東	戸田建設(株)岡山(営)	代表者	森 嘉 明	松 尾 秀 行
岡山西	極東興和(株)岡山(営)	代表者	矢 田 博 貴	佐 藤 和 彦
倉 敷	明金建設(株)	所在地	倉敷市茶屋町122番の2	倉敷市茶屋町132番地

(協議案件)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
浅 口	(株)丸金建設	代表者	金 田 正 恵	野 田 隆

令和6年度土木事業執行方針

令和6年度における土木事業の執行に当たっては、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の行動計画期間の最終年度となることから、「生き生き岡山」の実現に向け、「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づく施策に着実に取り組む。

また、「岡山県国土強靱化地域計画」及び「第2期おかやま創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、更に取り組を加速する。については、特に、次の事項に留意し、計画的・効率的な事業の実施に努めることとする。

記

I 土木事業の執行

1 基本的な考え方

県の財政状況は、コロナ前からの課題である社会保障関係費の累増、県債残高の高止まり、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高騰の影響による行政運営コストの増加なども見込まれ、厳しい状況が続いている。今後も、コスト意識を徹底し、限られた財源を有効に活用していく必要がある。

また、気候変動の影響による豪雨や大雪等の自然災害の激甚化・頻発化や、近い将来発生が予想される南海トラフ地震が懸念されており、これらへの対応も考慮していく必要がある。

こうした状況に鑑み、事業をより一層効率的・効果的に進め、安全で快適な生活を実現するための社会資本の整備を推進するとともに、公共土木施設が本来の機能を常に発揮できるよう、適切な維持管理に努めること。

併せて、社会資本整備の担い手であり、地域社会の安全・安心の担い手でもある地域建設産業の持続性を確保する観点から、県内企業への優先発注などに努めること。

2 公共事業及び単県事業

(1) 繰越事業については、特にスピード感を意識し、早期完成に向けて全力で取り組むこと。

なお、令和5年度補正予算に係る事業については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含む経済対策に呼応したものや、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を更に推進するためのものであることから、早期に事業効果が発現するよう、迅速かつ計画的な執行に努めること。

- (2) 令和6年度事業については、国の動向にも留意し、可能な限り早期発注に努めるとともに、進行管理の一層の徹底を図り、早期完成に努めること。
- (3) 単県事業については、優先度、緊急度等を考慮の上、弾力的・機動的な事業推進に努めること。

3 計画的な事業執行

事業全体の実施計画を立案し、早期に事業効果が発現するよう取り組むとともに、工事や調査・設計業務等の執行に当たっては、適正な工期や履行期間を確保し、建設産業の人材・資機材の効率的な活用等を図るため、工事の平準化率 0.90 以上、業務の第4四半期納期率 0.40 未満を目標として、2か年債務やゼロ県債の積極的な活用、早期着手交付申請や余裕期間制度等、繰越明許費(翌年度債務)の活用により、施工時期の平準化等に努めること。

また、出水期、収穫期等に影響を受ける事業及び他事業と連携して推進する事業については、事前に十分調整を行うこと。

併せて、平成31年4月から施行された改正労働基準法の趣旨や、令和3年度に策定した建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する岡山県計画を踏まえ、建設産業の働き方改革の促進に資するよう取り組むこと。

4 事業の執行

- (1) 新規に事業化しようとする公共事業については、岡山県公共事業事前評価システムの的確な運用により、効果的な事業執行及び決定過程の透明性の向上に努めること。
- (2) 「岡山県公共事業コスト構造改善ガイドライン」(平成27年4月)に基づく取組により、効率的かつ総合的なコスト構造改善対策を推進すること。
- (3) 事業の執行に当たっては、「事務合理化要領」を励行し、設計事務の省力化や外注を促進するなど事務の一層の効率化を図ること。
更に、予定した時期に予定した効果が得られるよう、事前の地元調整等を一層強化し、円滑な事業実施に努めること。
また、工事執行に係る書類については、適正かつ厳重に管理すること。
- (4) 工事発注に当たっては、県産木材や岡山県エコ製品、再生資材の活用に重点的に取り組むとともに、発注工事における県内下請業者及び県内産資材の優先使用に努めること。
- (5) 建設工事に伴い発生する建設副産物については、建設リサイクル法及び岡山県建設副産物対策推進ガイドライン等に基づき、建設工事の計画から設計、施工までの各段階において、ア)発生抑制、イ)現場分別、ウ)再資源化・縮減、エ)適正処理、オ)再使用・再生資材利用を徹底するなど、適正な処理に努めること。また、建設発生土についても、発生抑制に努めたうえで、工事

内・工事間流用を優先的に行うこととし、搬出する場合においては指定処分を徹底すること。

- (6) 主要建設資材の価格、需給動向等の実態を把握し、原則として最新の単価により予定価格を設定するとともに、資材の不足、価格の急騰等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じること。
- (7) 工事の入札・契約に当たっては、令和元年6月の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)及び公共工事の品質確保の促進に関する法律等の改正を踏まえ、公正な競争の促進、透明性の向上及び品質の確保、更には、災害復旧を含む地域維持の担い手の中長期的な育成・確保に努めること。
- また、250万円を超える工事については、入札契約適正化法に基づき、発注見通しの公表、入札及び契約の過程、内容の公表等が義務付けられており、岡山県建設工事等公表事務取扱要領(平成26年3月一部改正)により適正に対応すること。
- ・ 一般競争入札(条件付)の入札参加要件の設定に当たっては、地域産業の保護・育成や建設業の健全な発展を図るため、県内業者の受注機会の確保に努めること。
 - ・ 工事の指名業者選定に当たっては、「岡山県建設工事請負契約指名業者等選定要綱」に基づき適切に行うこと。
 - ・ 随意契約による場合には、地方自治法施行令及び岡山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うこと。特に、業務委託において随意契約を行う場合は、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」(平成28年6月10日付け、会第50号)に準じ、より一層適正に行うこと。なお、予定価格が100万円を超える業務委託で、随意契約によらざるを得ない場合においては、原則として、企画競争等競争性を確保すること。
 - ・ 予定価格や最低制限価格等は事後公表としており、法令遵守はもちろんのこと、不当な圧力に対しては毅然とした態度で臨むこと。
 - ・ 災害復旧工事等においては、円滑な執行による早期復旧のため、特例措置を講じているところであり、その措置を適切に活用・運用すること。
- (8) 工事請負契約締結後、その内容を変更する必要がある場合は、建設業法第18条及び第19条に十分留意の上、「岡山県設計変更ガイドライン」(平成28年6月一部改正)に基づき、適切に対応すること。
- (9) 建設労働者の福祉の増進を図るため、請負金額1千万円以上の建設工事については、建設業退職金共済制度の掛金の収納状況を報告させることとしており、その徹底を図ること。
- (10) 請負業者の指導監督に当たっては、「現場施工体制等確認の実施要領」(平成17年1月12日付け、監第7091号)により、適正な施工体制を確保するよう指示・指導を適切に行うこと。

特に、建設業法により専任の技術者を配置しなければならない工事については、主任技術者等の専任状況及び所属業者との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を重点的に行うこと。

(11) 公共工事の「一括下請負」は、建設業法及び入札契約適正化法により禁止されており、違反することのないよう元請負業者を厳重に指導すること。

特に、工事の一部を下請負に付す場合は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約の締結及び下請代金支払いの適正化などについて元請負業者を指導するとともに、「工事請負契約関係の適正化について」（平成16年12月10日付け、監第7082号）、「県発注工事における社会保険等未加入対策について」（令和元年9月20日付け、技第232号）及び「施工体制台帳の取扱いについて」（平成27年3月13日付け、技第344号）に十分留意の上、事務処理に遺漏のないよう取り扱うこと。

併せて、いわゆる上請け（中小建設業者が受注し、大手建設業者がその下請けとなること）についても、一括下請負につながりやすいことから、業者の指導を徹底すること。

(12) 公共工事等の執行に当たっては、安全管理の徹底と現場環境の改善について、業者を指導・監督すること。

(13) 公共工事等からの暴力団等の排除を図るため、岡山県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）及び「暴力団等による建設工事等への不当介入対策マニュアル」（平成16年4月1日）を関係職員、建設業者等に対して周知徹底するとともに、不当介入が発生した場合に適切な対応ができるよう体制を整えること。

また、大規模工事等については、暴力団等排除協議会を設立し、建設工事における暴力団関係者等からの不当な介入を排除すること。

(14) 県の土木事業や土木行政を身近に感じてもらうとともに、建設業の魅力や土木工事の重要性について広く県民にPRするため、ホームページやフェイスブック等を活用しながら積極的な情報発信に努めること。

5 用地取得

用地取得は、公共事業の根幹をなすものであり、事業全体の進捗に多大の影響を及ぼすため、特に、次の事項に留意し、適正かつ円滑な用地取得に努めること。

(1) 関係部署との連携を密にして、十分な事前調査や工事工程との調整を踏まえた用地取得計画を策定し、計画的に用地業務を遂行すること。

(2) 予算措置状況を適宜確認し、用地先行取得制度の有効活用を図ること。

(3) 地元市町村と緊密な連絡調整を図るとともに、用地取得事務の市町村委託を積極的に活用し、用地取得の効率化に努めること。

(4) 岡山県土地開発公社への用地取得業務委託を積極的に活用することとし、委託業務の実施にあたっては、公社との連携を密にして相互に情報の共有を図り、円滑な用地取得の遂行に努めること。

- (5) 難航箇所については、交渉密度を高めるなど重点的な用地交渉により早期契約に努めるとともに、契約締結の見込みが立たない案件については、関係部署との連携の上、土地収用法に基づく諸手続を計画的に進めること。
- (6) 繰越措置を講じたものについては、全ての案件の実情を十分に把握したうえで、継続的な進行管理により早期完了に努めること。
- (7) 地積測量図の作成等に当たっては、所有者や隣接地の地権者等の関係者と調整を十分に行い、登記事務に支障が出ないように努めること。
- (8) 契約締結後も登記が未了となっているものについては、常に現状を把握した上で計画的な処理を行い、早急に登記を完了するよう努めること。
- (9) 被補償者から取得する特定個人情報等は、公共事業用地の取得等に係る特定個人情報の取扱規程等に基づき適正に取り扱うこと。

6 公共土木施設の長寿命化対策

道路施設・河川管理施設などのインフラ施設を含む公共施設に関する総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針である「岡山県公共施設マネジメント方針」（平成29年3月）に基づき、計画的な点検、施設ごとの特性に応じた長寿命化対策及び予防保全を徹底し、公共土木施設が本来の機能を常に発揮できるよう、効率的かつ効果的な長寿命化対策を進めること。

7 建設分野のDX推進

激甚化・頻発化する自然災害への備えやインフラの老朽化、担い手不足等、建設分野における課題に対応するため、3次元デジタルデータやビックデータ等のデジタルデータとAIやIoT等のデジタル技術を活用し、安全・安心や生産性の向上に向けたDXの取組を推進する。

- (1) 入札予定や入札結果などの公表及び設計参考資料の閲覧については、入札情報公開システムにより行うとともに、入札執行に当たっては、電子入札システムを活用し、入札参加者の公平性・利便性の向上を図ること。特に平成30年度発生災害の復旧工事等の増加を踏まえて講じた、入札参加者の事務負担軽減措置について、適切に運用すること。
- (2) 工事施工管理や電子納品を支援する情報共有システムについては、その普及に努めるとともに、施工管理の効率化及び関係者間の情報共有のため、積極的に活用すること。
- (3) 1千万円以上の工事については、工事成果品の電子納品による情報の電子化・標準化を実施しており、保管管理システムによる職員間のデータ共有や維持管理段階における情報活用など、公共事業全体での活用を推進していくこと。

また、電子化が進む中、情報資産の管理及びセキュリティ対策についても、万全の措置を講じること。

(4) 3次元デジタル地形図とインフラデータの相互利用が可能となるシステム構築及びデータを格納するデータボックスを設置し、災害対応の迅速化や各種施設の調査・点検の効率化、県民の安全・安心を守る防災情報の提供等を行うこと。

また、「道路パトロール」や「舗装点検」をシステム化し、A I等のデジタル技術の活用により、業務の高度化・効率化を進めること。

8 (公財)岡山県建設技術センターの活用等

(公財)岡山県建設技術センターの積極的な活用により、事務の効率化を図るとともに、施工時期等の平準化に努めること。

また、時間外勤務の適正管理や民間技術力の活用の観点から、民間コンサルタント等の活用についても、積極的に検討すること。

更に、若手技術者の技術力向上を図るため、O J Tによる技術力向上に努めるとともに、実施する研修等の受講履歴を踏まえ、可能な限り必要な研修の受講を図ること。

II 組織の管理・運営、事務事業の執行、その他

1 綱紀の保持及び服務規律の遵守

岡山県職員倫理条例等の趣旨を十分認識の上、職員一人ひとりが公務員としての責任を深く自覚するとともに、強い責任感と高い倫理観をもって職務に精励し、県民の不信、誤解、批判をいささかでも受けることがないように努めること。

特に、管理監督者は、部下職員の模範となるべくまず率先して自粛自戒するとともに、公私にわたり職員を十分に把握できる職場環境づくりに取り組み、綱紀の保持、服務規律の遵守を職員に対し徹底すること。

また、職員の職務上の倫理の保持を図るために設置している服務規律アドバイザーを研修等に積極的に活用すること。

2 柔軟な組織運営と時間外勤務の適正な管理及び縮減

令和元年度から、長時間労働是正のため時間外勤務命令の上限が設定されるなど、働き方改革が求められていることを意識し、管理監督者は、事業の実施状況を的確に把握した上で職員の配置や事務分掌を決定するとともに、労働基準法等関係法令の規定を遵守し、所属職員の時間外勤務実績や健康状態等を自ら把握することはもちろん、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、年度中途であっても業務配分や人員配置を調整するなど、日頃から柔軟な組織運営に努めること。

併せて、36協定職場においては、36協定の趣旨を十分理解し、徹底を図ることはもとより、協定当事者である所属長と分会で、

職員の時間外勤務の状況について、四半期に1回を目安として把握・検討することとなっており、その場を有効に活用し、時間外勤務の適正な管理、時間外勤務の縮減に努めること。なお、時間外勤務の事前命令の徹底を図り、命令を受けた時間外勤務について、実績を正確に反映すること。

また、職員の勤務時間の適正な把握のため、所属長による現認の実施やパソコンのログイン・ログアウトの記録の活用により、現状把握に努めること。

3 明るく風通しの良い職場づくり

職員一人ひとりが気持ち良く働くことのできる職場環境づくりのため、所属長は、「明るく風通しの良い職場づくりに向けた取組について」（令和2年6月5日付け、人第144号）に留意の上、積極的に所属職員とコミュニケーションを図り、職員の業務の状況把握や、仕事の進め方や職場環境等に関して意見聴取するとともに、併せて、気軽に相談できる雰囲気づくりにも努めること。

また、職場会議又は職場研修を定期的（最低1月に1回）に実施するなどにより、職員相互の情報共有や意思疎通が図られるよう努めること。

4 事務事業の効率化

これまでの行政改革の成果を維持するとともに、全ての事務事業について不断の点検・見直しを行うとともに、職務の遂行に当たっては、前例にとらわれることなく、コスト意識を徹底しながら創意工夫をこらし、効率的・効果的な執行に努めること。

また、組織全体で改善に取り組む風土を浸透させること。

5 内部統制の推進

岡山県内部統制基本方針（令和2年1月）に基づき、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保及び業務に関わる法令等の遵守等に努めること。

6 個人情報等の取扱い

個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び岡山県個人情報保護条例等に基づき、特定個人情報等を取り扱うための組織体制を整備して適正に取り扱うとともに、保護すべき個人情報が外部へ流出してしまった場合に失われる公益や県行政全体への信頼喪失、更には、事業が停滞することによる社会的便益の損失を十分認識

した上で、情報漏えい等を防止するための安全管理措置を講じてより一層の厳重な取扱いに努めること。

また、各種の機密情報については、請負業者等に執務室内へ無断で立ち入らせないなどの対策を引き続き講じ、その管理を徹底すること。

7 情報公開の推進

岡山県行政情報公開条例に基づき、行政情報の公開の総合的な推進を図り、県が県政に関し、県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するため、積極的な情報発信に努めること。

なお、公文書の開示に適切に対応するため、文書管理の徹底を図ること。

8 新環境マネジメントシステムの活用

岡山県新環境基本計画の理念に基づき、県が行う事務事業が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、新環境マネジメントシステムを活用した取組を実施すること。

公共事業については、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」（平成12年8月）に基づく計画から施工・管理に至るまでの環境に配慮した事業の推進、オフィスワークについては、「岡山県エコ・オフィス・プラン」（令和5年3月）に沿った日常事務における環境の配慮に努めること。

令和6年度～7年度 行事予定表

< 令和6年 >

2024/4/25

月日	時間	場所	行事内容
5月21日(火)	13:30～14:20	岡山プラザホテル	岡山県建設業協会と国土交通省との意見交換会
5月26日(日)	10:00～13:00	ジップアリーナ	第74回全国植樹祭
6月4日(火)	15:00～16:30	経団連会館	全建 定時総会・表彰式
6月5日(水)	14:05～17:00	東京プリンスホテル	建災防 常任理事会・総代会
6月7日(金)	15:00～18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式
8月6日(火)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
8月21日(水)	13:30～15:00	岡山建設会館	理事会
8月30日(金)	16:30～18:30	岡山プラザホテル	岡山県土木部との意見交換会
9月18日(水)	13:30～15:00	東京プリンスホテル	全建 協議員会
10月3日(木)	13:15～16:30	東京ビッグサイト	全国建設業労働災害防止大会総合集会（東京大会）
10月11日(金)	13:00～13:20	岡山建設会館	令和6年度建設業退職金制度普及功労者表彰伝達式
10月11日(金)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
10月17日(木)	12:00～18:45	鳥取県	中国ブロック会議
10月24日(木)	11:30～13:00	岡山プラザホテル	理事会
10月24日(木)	13:30～14:00	新天地育児院広場	建設業殉職者慰霊祭
11月19日(火)	13:20～14:30	経団連会館5F	全建 全国会長会議

< 令和7年 >

月日	時間	場所	行事内容
1月10日(金)	17:00～19:00	岡山プラザホテル	新年互礼会
2月20日(木)	11:00～12:30	岡山プラザホテル	技術研究委員会 合同会議
2月20日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
2月27日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	理事会
3月11日(火)	13:20～14:30	会場未定	全建 協議員会
5月28日(水)	15:00～18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式

令和6年4月25日（木）

会 務 報 告

[報告事項]

<令和6年>

- (1) 3月11日（月） 岡山県職業能力開発協会 理事会
- (2) 3月11日（月） 全建 総務委員会
- (3) 3月12日（火） 全建 協議員会
- (4) 3月13日（水） 福祉共済団会長会ほか
- (5) 3月21日（木） 地域 CCUS 推進委員会
- (6) 3月21日（木） 全国専務・事務局長会議
- (7) 3月26日（火） 全建 表彰部会

令和6年4月吉日

一般社団法人 岡山県建設業協会
会 長 荒木 雷太 様

一般社団法人 岡山県電業協会
会 長 松 岡 徹
(公 印 省 略)

「働き方改革の推進申入れ」について

貴協会ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、2024年4月より「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用となりました。貴協会におかれましても、すでに取り組みられていることと思います。

時間外労働の上限規制への対応に向け、当協会の上部団体（一社）日本電設工業協会（以下「電設協」と言う）では、（一社）日本建設業連合会など発注者となりうる企業が所属する団体に働き方改革への取組みのための申入れを行っています。

加えて、電設協では、発注者に理解を求めるには案件ごとの申入れが必要であることから、「働き方改革の推進について」と題したチラシを作成し、会員企業にこれを活用しての申入れ活動をお願いしています。

本年4月から時間外労働の上限規制適用されたことを踏まえ、（一社）岡山県電業協会として、電気設備工事を発注の際には是非ともご配慮いただきますよう貴協会会員の皆様へご周知をお願い申し上げます。

添付資料

- ・「働き方改革の推進について」チラシ
- ・「働き方改革 ワークライフバランスの向上へ」チラシ

以上

働き方改革、 ワークライフバランスの 向上へ

■ご理解・ご協力をお願い■

- ☑ **4週8閉所の確保**

 - ・ 時間外労働の上限規制遵守には「4週8閉所」実現が必須です
 - ・ 工事工程は計画段階から「4週8閉所」の確保をお願いします
 - ※ 「4週8閉所」のお願いは見積条件に記載させていただきます
- ☑ **適正工期（後工程）の確保**

 - ・ 受電前後に実施する試験調整期間の確保をお願いします
 - ・ 受電時に遅滞なく安全に法令に定められた試験が実施できるよう関係する仕上げ工事を優先的にお願いします
 - ・ 建築工程が遅延した場合の後工程に配慮をお願いします
- ☑ **仕様の早期決定**

 - ・ 承認図、質疑に対する早期承認、早期回答をお願いします
 - ※ 仕様の決定が遅れると手配が遅延し後工程に影響します
 - ・ 仕様変更に対して工期の変更をお願いすることがあります
- ☑ **余裕をもった見積期間の確保**

 - ・ 見積期間は法令で定められた期間以上の確保をお願いします
 - ・ 現場における変更見積についても同様の配慮をお願いします
- ☑ **書類等の提出期間、簡素化への配慮**

 - ・ 提出書類の余裕をもった提出期間の確保をお願いします
 - ・ 提出書類の簡素化、提出書類の削減をお願いします
- ☑ **生産性向上を考慮した環境整備**

 - ・ 定例会議等の時間短縮、出席メンバーの選別をお願いします
 - ・ 全体朝礼や新規入場者教育の時短や実施方法改善をお願いします

時間外労働上限規制に待ったなし！
「電気設備工事」の働き方改革にご協力をお願いします！！

一般社団法人 日本電設工業協会 中国支部

働き方改革の推進について

令和6年4月より、建設業にも時間外労働の規制強化が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、災害復旧等の特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

※違反には刑事罰適用の恐れあり（6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

～目指せ♪ 4週8閉所～

閉所は計画的に！！

4週8閉所！！



月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	休	休
8	9	10	11	12	休	休
15	16	17	18	19	休	休
22	23	24	25	26	休	休

後工程へのご配慮をお願いします

電気設備は最終ランナー！！

適正工期の確保

仕様の早期決定

令和6年3月29日
不動産・建設経済局建設業課

地方公共団体における入札契約適正化の取組状況に関するポータルサイト 「入契適正化マップ」を開設

- 国土交通省では、地方公共団体の入札契約適正化の取組を推進するため、公共工事等のダンピング対策や施工時期の平準化などの取組状況の「見える化」を行ってきました。
- 今般、各地方公共団体の入札契約制度の適正化への取組をより一層促進するため、各種「見える化」や、入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果を一目で把握できる「入契カルテ」といった、団体ごとの取組状況をひとつのページに取りまとめたポータルサイト「入契適正化マップ」を開設します。

1. ポータルサイトでご覧いただける情報

- ・施工時期の平準化
- ・週休2日工事の実施
- ・ダンピング対策【工事】（最低制限価格の算定式の設定水準）
- ・ダンピング対策【工事】（低入札調査基準価格の算定式の設定水準）
- ・ダンピング対策【業務】（最低制限価格又は低入札価格調査の制度導入状況）
- ・義務付け事項の実施
- ・入契カルテ

2. サイトのURL

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/nyukei-portal/>



※ 国土交通省ホームページより

平準化率の状況（都道府県）

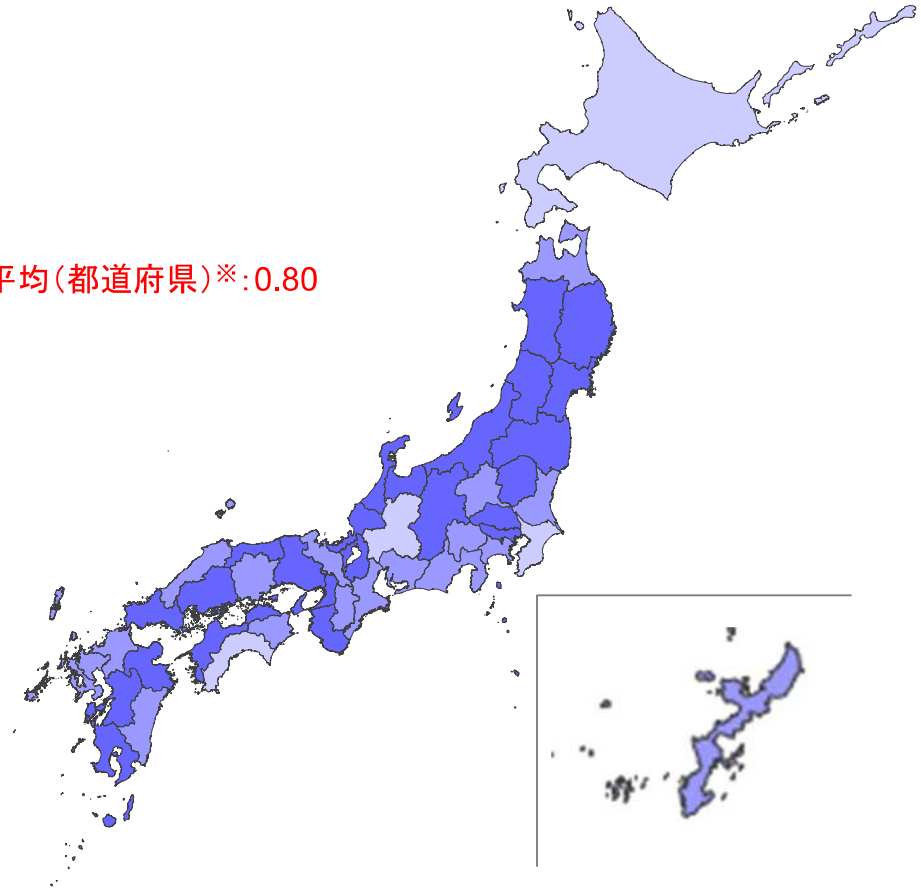
都道府県の平準化率の状況

- 平準化率 0.8以上
- 平準化率 0.7~0.8
- 平準化率 0.6~0.7
- 平準化率 0.6未満

$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の月平均工事稼働数)}}{\text{(年間の月平均工事稼働数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」
登録データを活用(令和4年度実績)
対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数

全国平均(都道府県)※: 0.80



都道府県の平準化率一覧

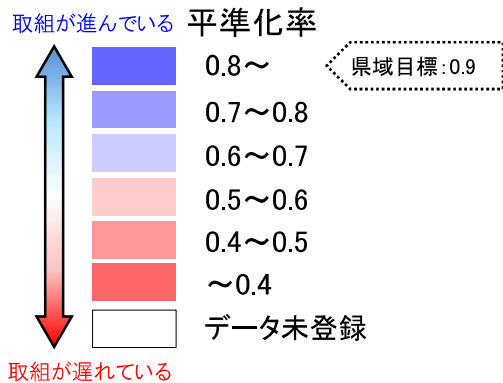
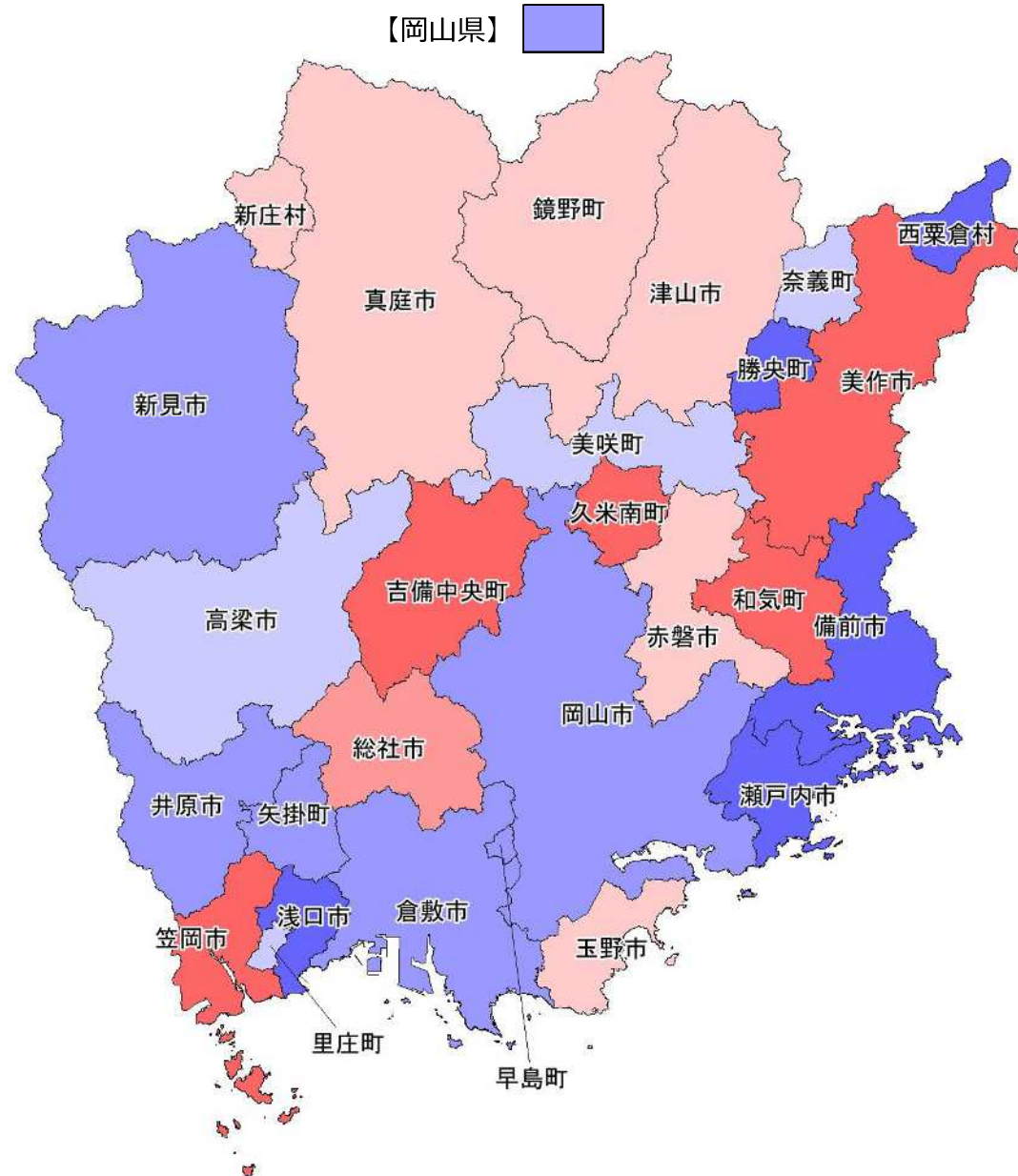
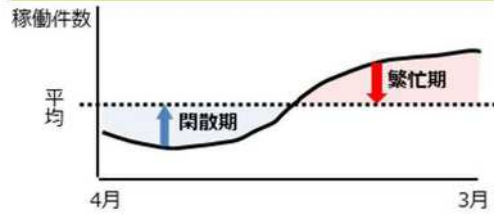
北海道	0.68	栃木県	0.80	石川県	0.70	滋賀県	0.80	岡山県	0.79	佐賀県	0.78
青森県	0.73	群馬県	0.77	福井県	0.76	京都府	0.75	広島県	0.83	長崎県	0.75
岩手県	0.83	埼玉県	0.80	山梨県	0.82	大阪府	0.81	山口県	0.83	熊本県	0.84
宮城県	0.92	千葉県	0.69	長野県	0.86	兵庫県	0.92	徳島県	0.73	大分県	0.83
秋田県	0.88	東京都	0.85	岐阜県	0.93	奈良県	0.73	香川県	0.87	宮崎県	0.74
山形県	0.87	神奈川県	0.77	静岡県	0.68	和歌山県	0.87	愛媛県	0.80	鹿児島県	0.81
福島県	0.85	新潟県	0.88	愛知県	0.74	鳥取県	0.83	高知県	0.65	沖縄県	0.78
茨城県	0.76	富山県	0.82	三重県	0.75	島根県	0.79	福岡県	0.78	平均	0.80

※平準化率の全国平均は、各都道府県の平準化率の単純平均

平準化率の推進状況(岡山県) 令和4年度

課題

閑散期(4~6月期)…労働者収入が不安定
 繁忙期…人材不足や長時間労働を招く
 ⇒目標値を定めて平準化を一層進める必要



$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の月平均工事稼働数)}}{\text{(年間の月平均工事稼働数)}}$$

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①: 本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は下請代金法上の買ったたき²として問題となるおそれがある。

【行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

【行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①: 相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②: 根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③: 値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④: 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①: 定期的なコミュニケーション】

- 定期的なコミュニケーションをとること。

【行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。

○令和6年4月からの時間外労働規制の適用を労働時間短縮等のチャンスと捉え、持続可能な建設業に向けた働き方改革を強力に推進するべく、関連施策を年度内にとりまとめ。

1. 時間外労働規制の理解促進

- 業界ニーズに応じて法令解釈・運用を明確化するための枠組み

2. 労働時間の縮減（休日の拡大）

(1) 週休2日工事の拡大

- 都道府県工事で来年度100%実施等の目標を設定
- 必要経費の予定価格への計上を国から要請

(2) 一斉閉所の拡大

- 業界と連携し夏期一斉閉所を官民発注者に働きかけ

3. 適正な工期設定

(1) 「工期に関する基準」の拡充

- 法定労働時間の遵守を前提とした工期確保
- 猛暑日は作業不能日として工期設定
- 官民の発注者等に対する徹底の働きかけ
- 違反となり得る行為類型の作成・公表

(2) 建設Gメンの拡充

- 体制倍増。労基署との合同調査など実地調査を拡充

4. 生産性の向上、超過勤務の縮減方策

(1) 工事関係書類の削減

- 直轄工事での取組を自治体に横展開し、取組状況を集計・見える化
- 更なる書類の簡素化・電子化に向けた取組強化

(2) 時間外労働規制に対応した新しい施工方法

- 元下協議により、工種毎のモデル事業を支援
- 技術者業務の社内外との分担を推進

(3) 平準化(ピークカット)の促進

- 自治体毎に目標値を設定、進捗を確認・見える化

5. 実効性の向上

- 公共工事設計労務単価の引上げを踏まえ、各社の賃上げにつき、業界と引上げ目標を設定

(注) 上記のほか、今国会に建設業法等の改正案を提出



※ 6月に可決成立する見込みの建設業法において調査権限が法定化され、体制が強化される予定。

<想定される調査対象の例>

- ・ 労務費の見積もりに対する不適正な変更
- ・ 工期や請負代金の変更協議に対する対応
- ・ 時間外労働の上限規制の遵守 など